

# 「令和8年度ひめ女スポーツライフサポート事業企画運営業務」委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、県が発注を予定している「令和8年度ひめ女スポーツライフサポート事業企画運営業務」（以下「本業務」という。）の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

## 2 業務名

令和8年度ひめ女スポーツライフサポート事業企画運営業務

## 3 目的

令和6年度のスポーツ庁調査によると、「20～40代女性の週1日以上スポーツ実施率は同世代の男性より10%程度低い」ことから、県民のスポーツ実施率の底上げには、20～40代の女性をターゲットにした取組みが必要である。

また、同調査では、20～40代女性のスポーツ実施希望率は約60%で、約40%がスポーツに無関心であるとともに、20～40代女性のスポーツ実施率とスポーツ実施希望率は20%程度の乖離が生じている。乖離の理由としては「仕事が忙しいから」が全体の37.4%と上位となっている。

これらの状況を踏まえ、本事業では、若年層女性がスポーツを「する」きっかけを提供するとともに、スポーツの習慣化につなげることで、県民のスポーツ実施率の向上を図る。

については、本事業の企画運営等に係る業務を委託する。

## 4 事業費（委託料）

10,486千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 5 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

## 6 業務実施方針

本業務の趣旨及び下記の基本方針を十分に考慮すること。

- ・ 本業務では、スポーツ実施率が特に低い若年層女性をターゲットとし、スポーツへの関心の有無にかかわらず、スポーツ未実施層の実施意欲を掘り起こすことを目的に実施すること。
- ・ 当事業の効果や影響が一過性のものにならないよう、スポーツに親しむきっかけ作りに留まらず、その先の継続実施に繋がる工夫を凝らすこと。
- ・ 周知及び参加者募集にあたっては、チラシ、SNS、WEB広告等の媒体を効果的に活用すること。

## 7 業務内容

### (1) 下記事業の企画運営

#### ① スポーツライフ応援フェス（仮）の実施

若年層女性がスポーツに親しむきっかけ作りとなるスポーツフェスを開催すること。

- 開催時期：令和8年10月上旬（1日）
- 開催場所：中予地域の屋内施設  
※開催時期に会場適地に空きがない場合に備え、令和8年10月3日（土）に県武道館を仮予約しているが、イベントの趣旨を踏まえ、会場の選定は提案事業者が行うこと。
- 対象者：若年層女性及びグループ
- 参加人数：1,000人程度
- その他：
  - ・ スポーツ習慣の有無に関わらず訴求力の高い内容とし、友人等と複数人での参加を促すための仕掛けを盛り込むこと。
  - ・ 普段着での参加や自由な入退場を認めるなど、気軽に参加しやすい構成とすること。
  - ・ 事前申込も可能とし、申込者にはインセンティブを与えること。
  - ・ 著名人をゲストとして招聘したステージイベント等を実施すること。
  - ・ フィットネスクラブ等と連携し、若年層女性の関心が高いテーマ（美容、健康、音楽、エンタメ等）とスポーツを掛け合わせたブースを併設すること。
  - ・ 会場での参加が困難な者に対する措置(LIVE配信等)を行うこと。

#### ② 社会人スポーツアンバサダーによる情報発信

スポーツの実施意欲を掘り起こすため、同世代の社会人女性をアンバサダーに任命し、体を動かす効果や魅力のほか、スポーツライフ応援フェスの開催告知など幅広く情報発信を行うこと。

- 実施時期：令和8年7月～12月（5か月）
- その他：
  - ・ アンバサダーは県内で働く女性3名程度を選出すること。
  - ・ 必要に応じてスポーツ関連の専門家や有識者へのインタビューを行うなど、効果的な情報発信に必要な取材活動等を行うこと。

#### ③ カラダリフレッシュキャンペーンの実施

スポーツの継続実施を目的として、期間中に運動を行った回数等が一定条件をクリアした者を対象に、県産品等をプレゼントするキャンペーンを実施すること。また、若年層女性が上記キャンペーンに参加する動機付けとなるイベントを企画すること。

### 【キャンペーン】

- 実施時期：令和8年10月（スポーツライフ応援フェス（仮）実施後速やかに）～11月（2か月程度）
- その他
  - ・ 多数の参加者を確保するため、参加方法や条件等を工夫すること。

### 【キャンペーン誘導イベント】

- 実施時期：令和8年10月（スポーツライフ応援フェス（仮）実施後）
- 実施回数：東・南予 各1回程度
- 対象者：若年層女性及びグループ
- 参加人数：各40人程度
- その他
  - ・ 「SNS 映えするスポットでのフィットネス+軽食」プランの実施など気軽に参加できる方法を工夫すること。

#### ④ 県内企業×フィットネスクラブ等のマッチング機会の提供

働く女性のスポーツ実施機会を創出するため、業務休憩時間等を用いて職場内で運動を取り入れたい民間企業等に対し、気軽にできる肩こり改善ストレッチなど運動プログラムを提供し、マッチングを行うこと。

- マッチング実施期間：令和8年9月～9年1月
- 対象：県内企業 等
- その他：
  - ・ 県内フィットネスクラブ等と連携し、県内企業に提供するためのフィットネスプログラムを開発・作成すること。
  - ・ 開発・作成したプログラムをパッケージ化したうえで、福利厚生担当者等を通じて周知を行うこと。
  - ・ プログラム提供先は、若年層女性を含む県内企業等とすること。
  - ・ 本業務終了後もプログラム提供が自律的に継続するよう、受入企業による派遣費用負担の有無や、マッチング後の派遣日時等の調整方法について検討すること。

#### (2) その他

ジェンダーの観点を配慮し、事業を実施すること。

## 8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、提案した企画提案書をもとに、広報手段やイベント内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 9 再委託の可否

受託者は、業務を第三者に再委託する場合は、再委託の業務内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者を記載した書面を県に提出し、県の許諾を得ること。

## 10 成果等の帰属及び秘密保持

### (1) 成果等の帰属

本業務で得られた成果、備品等は、原則として、県に帰属する。

### (2) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から県に提出された事業計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ② 業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 11 その他

業務の実施にあたっては県と協議を重ねながら実施するものである。